

参考資料4

様式（監査実施計画）【包括外部監査契約書第7条（監査計画の提出）関係】

平成29年6月19日

大阪府監査委員 大西 寛文 様

大阪府監査委員 山本 浩二 様

大阪府監査委員 岸本 佳浩 様

大阪府監査委員 森田 秀朗 様

大阪府監査委員 松本 利明 様

大阪府包括外部監査人 松葉 知幸

平成29年度包括外部監査の実施計画について

平成29年度包括外部監査について、下記の計画により実施しますので通知します。

記

【平成29年度包括外部監査実施計画】

1 監査の対象（監査テーマ）

公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について

－指定管理者制度を採用する施設を中心として－

2 監査の対象を選定した理由

監査テーマの選定にあたっては、大阪府の施策としての重要度、財政への影響度、府民の関心の高さ、これまでの包括外部監査の監査対象との調整などを考慮し、上記監査テーマを選定した。

公の施設は地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とされており、大阪府における公の施設は72施設があげられている。また、公の施設については平成15年6月の地方自治法の改正によりその管理運営に民間の能力を活用して住民サービスの向上を図り施設の設置目的を効果的に達成することを主眼とし、あわせて経費の節減

を図ることを目的として指定管理者制度が導入された。大阪府は、平成17年4月、「大阪府における指定管理者制度の導入及び運用について（基本的な考え方）」を制定し、平成18年度より本格的に指定管理者制度を導入している。さらに、平成27年2月に定められた「行財政改革推進プラン（案）」では、「民ができるものは民へ」の理念のもと、公の施設の民営化や指定管理者制度の導入を進めている。指定管理者制度が大阪府において本格的に導入されてから、既に10年が経過しており、その成果と課題を検証すべき時期に来ていると考えられる。また、総務省も、同制度が住民サービスの質の向上を第一の目的とする旨を指摘しており、指定管理者制度の導入によって公共サービスの水準の確保という地方自治法の改正の目的が達成されているか否かは、公の施設の利用者である府民にとって重大な関心事であると考えられる。また、府の財政にとっても、公の施設、指定管理者制度にかかる支出は大きなものであり、重要度が高いと考えられる。なお、過去の大阪府の包括外部監査において、公の施設や指定管理者制度を直接のテーマとしたものではなく、監査テーマとする意義があると考えられる。

3 監査の視点

選定した監査対象施設の管理運営に関する財務事務の執行について、以下の基本的視点から監査を実施する。

- (1) 適法性（地方自治法第2条第16項）、経済性、効率性、有効性（地方自治法第2条第14項）。
- (2) 住民の福祉に寄与するものであるか（地方自治法第2条第14項）。
- (3) 組織及び運営の合理化が図られているか（地方自治法第2条第15項）。
- (4) 上記各視点の下で、公の施設に関し、特に以下の視点からの監査を行う。
 - ① 公の施設について、その在り方が検討されているか。
 - ② 公の施設について、指定管理者制度の採用の判断が適切に行われているか。
 - ③ 指定管理者の選定手続が適切に行われているか、競争原理が働いているか。
 - ④ 指定管理者が選任された施設において、
 - ア 府民が施設を平等に利用できているか。
 - イ 設置目的どおりに施設の効用が最大限に発揮できているか。
 - ウ 府民のニーズに沿った管理、運用がされているか。

工 管理に係る経費は縮減できているか。

オ モニタリングは適切に実施されているか。その結果は十分に活用されて
いるか。

4 監査の実施手法

(1) 監査対象部局のヒアリング等

事前に提出する質問書に基づき、監査対象部局に質問及び資料提供の依頼を
し、回答及び提供を受けた資料に基づきヒアリング等を実施。

(2) 指定管理者のヒアリング等

指定管理者に質問及び資料提供を依頼し、その結果に基づき、必要な範囲で
ヒアリング等を実施。

(3) 実査

監査対象となった施設を訪問し、実査。

5 監査の対象機関

知事、教育委員会教育長及び各公の施設の指定管理者。

なお、監査の実施を予定している施設は別紙監査対象施設のとおりである。

6 監査の実施体制

包括外部監査人	弁護士	松葉 知幸
補助者	弁護士	井上 圭吾
	弁護士	板野 充倫
	弁護士	和田 義之
	弁護士	東 尚吾
	弁護士	片山 裕介
公認会計士	道幸 尚志	

7 監査スケジュール

別紙監査スケジュールのとおり。

以上

監査対象施設

部	局・室	担当部署 課・グループ	対象施設	整理番号
教育庁	教育振興室	文化財保護課 文化財企画グループ	近つ飛鳥博物館	01
			近つ飛鳥風土記の丘	02
		保健体育課 競技スポーツグループ	体育会館	03
			門真スポーツセンター	04
			臨海スポーツセンター	05
	市町村教育室	地域教育振興課 社会教育グループ	少年自然の家	06
			中央図書館	07
	河川室	河川環境課 環境整備グループ	狭山池博物館	08
	都市計画室	公園課 公園活性化グループ	(府営公園) 服部緑地	09
	港湾局	経営振興課 施設運営グループ	堺泉北港の緑地 (汐見公園・なぎさ公園・助松埠頭中央緑地)	10
	交通道路室	都市交通課 公共交通計画グループ	府営駐車場 (江坂・新石切・茨木)	11
府民文化部		男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ	男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター)	12
	都市魅力創造局	企画・観光課 観光振興グループ	国際会議場	13
	文化・スポーツ室	文化課 文化振興グループ	上方演芸資料館 (ワッハ上方)	14
		文化課 文化創造グループ	江之子島文化芸術創造センター	15
		日本万国博覧会記念公園事務所 府民文化総務課 企画グループ	日本万国博覧会記念公園	16
	商工労働部	労政課 労政・労働福祉グループ	労働センター	17
			高等職業技術専門校 北大阪校、夕陽丘校の2校	18
福祉部	障がい福祉室	自立支援課 社会参加支援グループ	障がい者交流促進センター	19
政策企画部	青少年・地域安全室	青少年課 健全育成グループ	青少年海洋センター	20
			青少年海洋センター (ファミリ-棟)	21
環境農林水産部	農政室	推進課 地産地消推進グループ	花の文化園	22
	みどり推進室	みどり企画課 総務・自然環境グループ	府民の森 北河内地区 くろんど園地、ほしだ園地 緑の文化園むろいけ園地	23

*上記は、現時点で監査を予定している施設であるが、監査の状況によっては、他の施設に監査対象を拡張する場合がある。

平成29年度 監査スケジュール

時期		予定
6月	下旬	監査委員、対象機関に監査実施通知 質問事項を提出
7月	上旬	本調査ヒアリング（各施設所管課）
	中旬	本調査ヒアリング（各施設所管課）
	下旬	
8月	上旬	実査（各施設訪問）及び本調査ヒアリング（各施設所管課及び各指定管理者）
	中旬	
	下旬	
9月	上旬	本調査ヒアリング（各施設所管課及び各指定管理者）
	中旬	
	下旬	
10月	上旬	本調査ヒアリング（補足）
	中旬	
	下旬	
11月	上旬	
	中旬	監査結果報告書（案）及び概要の監査委員への提供
	下旬	
12月	上旬	監査委員との意見交換
		受検機関への監査結果報告書（案）の確認依頼
	中旬	受検機関との事実誤認等につき確認
	下旬	
1月	上旬	
	中旬	監査結果報告書（最終案）を監査委員に提出
	下旬	
2月	上旬	包括外部監査結果への意見に係る監査委員会議（法252条の38） 報告書納品
	中旬	監査結果報告書の提出（知事・議長・監査委員への手交） 記者ブリーフィング、広報掲載